

社会保険庁の組織・業務等について

1 . 社会保険庁の概況について	1
2 . 国民年金の適用・徴収業務について	6
3 . 厚生年金の適用・徴収業務について	13
4 . 年金の裁定及び支払業務について	21
5 . 年金相談体制の概要について	22
6 . サービススタンダードについて	23
7 . 年金記録問題について	25

平成 2 0 年 1 1 月
社 会 保 険 庁

社会保険庁が実施する事業の概要

○ 年金保険事業

・ 厚生年金保険制度

事業所に使用される労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者とその遺族の生活の安定を図ることを目的とする長期保険制度であって、政府が管掌しているもの。

・ 国民年金制度

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者を被保険者とし、老齢、障害又は死亡について給付を行い、国民生活の維持及び向上を図ることを目的とする年金制度であって、政府が管掌しているもの。

○ 船員保険事業

船員法の適用がある船員を対象とし、陸上労働者に対する健康保険、雇用保険及び労働者災害補償保険に相当するものを包含した総合保険（職務外の年金部門は、昭和61年に厚生年金保険に統合）であって、政府が管掌しているもの。

（注）日本年金機構の設立後は、職務上疾病、年金部門及び失業部門のうち、労災保険及び雇用保険に相当する部分を一般制度へ統合し、職務外疾病部門及び船員保険独自給付部門は、全国健康保険協会に移管される（適用・徴収業務は日本年金機構において行う。）。

※ 政府管掌健康保険事業

法人事業所等に使用される者を被保険者とし、その業務外の疾病、負傷、死亡及び出産に対して療養の給付を行う健康保険事業のうち、政府が運営主体（保険者）となっているもの（政管健保以外の公的医療保険制度の保険者としては、健康保険組合、共済組合、市町村国民健康保険などがある。）。主に中小企業の従業員とその家族が加入する。

（注）平成20年10月からは、全国健康保険協会に業務が移管された（適用・徴収業務は社会保険庁（日本年金機構設立後は同機構）において行う。）。

社会保険庁の事業の規模

(平成19年度)

	加入者数	事業所数	保険料収納額	給付額
厚生年金	3,500万人	172万か所	22兆円	22兆円
国民年金	3,100万人	—	2兆円	16兆円
政管健保・船員保険	3,600万人	159万か所	7兆円	4兆円

(注1) 「加入者数」及び「事業所数」については、平成19年度末現在。

(注2) 国民年金の加入者数は、国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者の合計。

(注3) 国民年金(基礎年金)の給付額は、保険料のほか、国庫負担金及び他制度からの拠出金により賄われている。

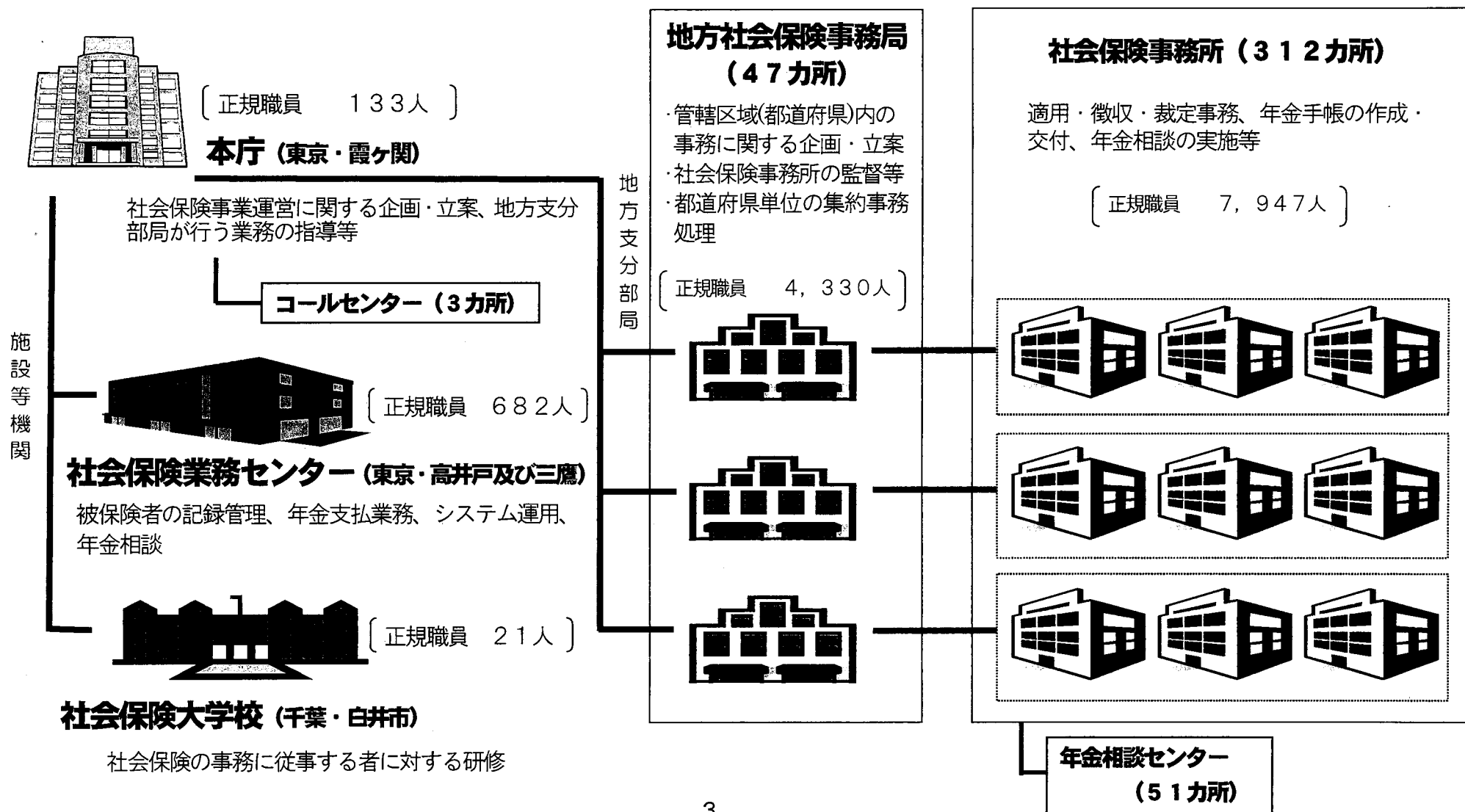
(注4) 政管健保・船員保険の加入者数は、被扶養者を含む。

(注5) 政管健保・船員保険の保険料収納額は、給付のほか、老人保健拠出金、退職者給付拠出金等に充当されている。

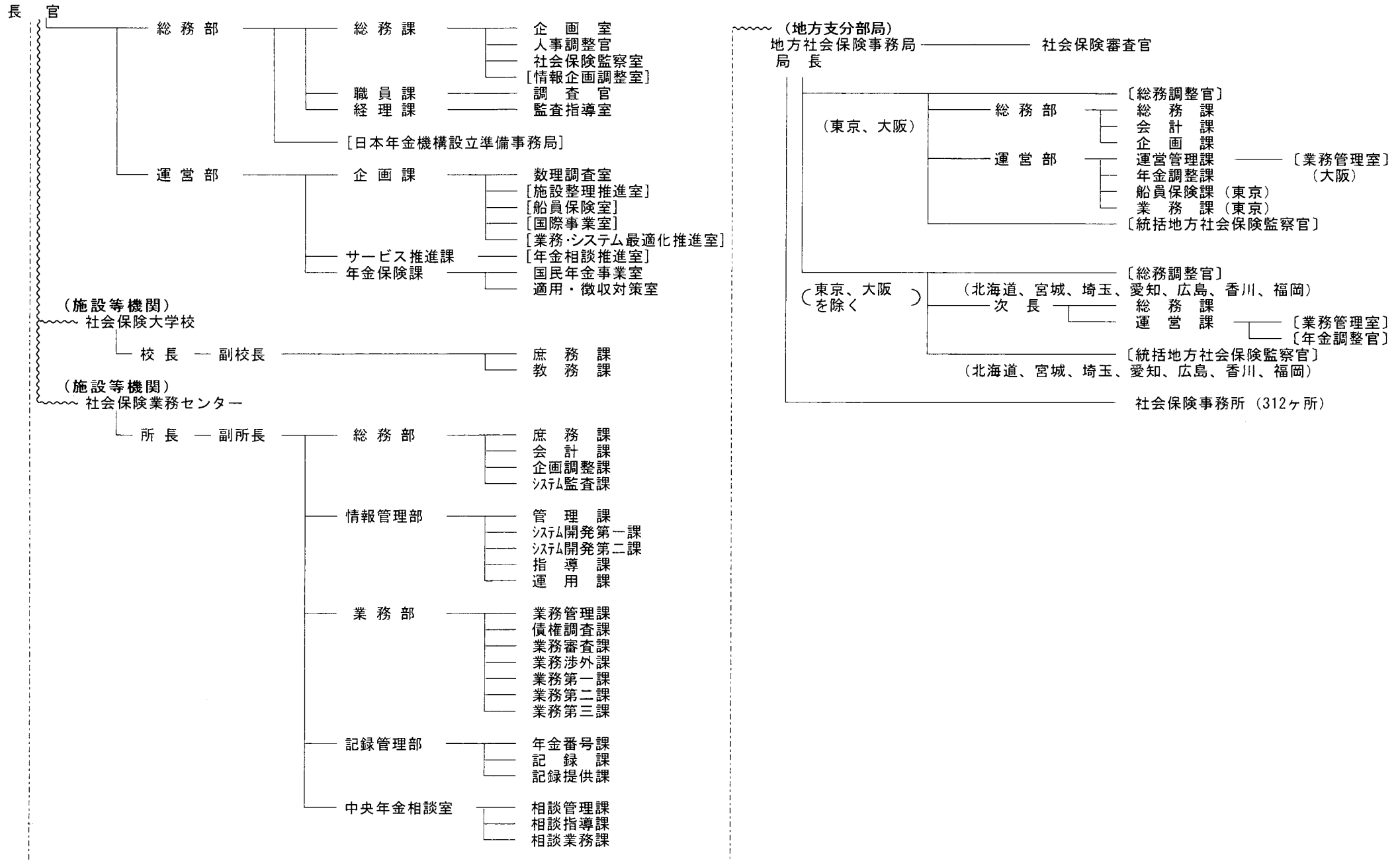
社会保険庁の組織及び人員の基本的事項

○ 平成20年度における社会保険庁の職員数は、20,869人。(正規職員13,113人)

*職員数は、全国健康保険協会及び国(医療指導・年金)への移管分を除く。

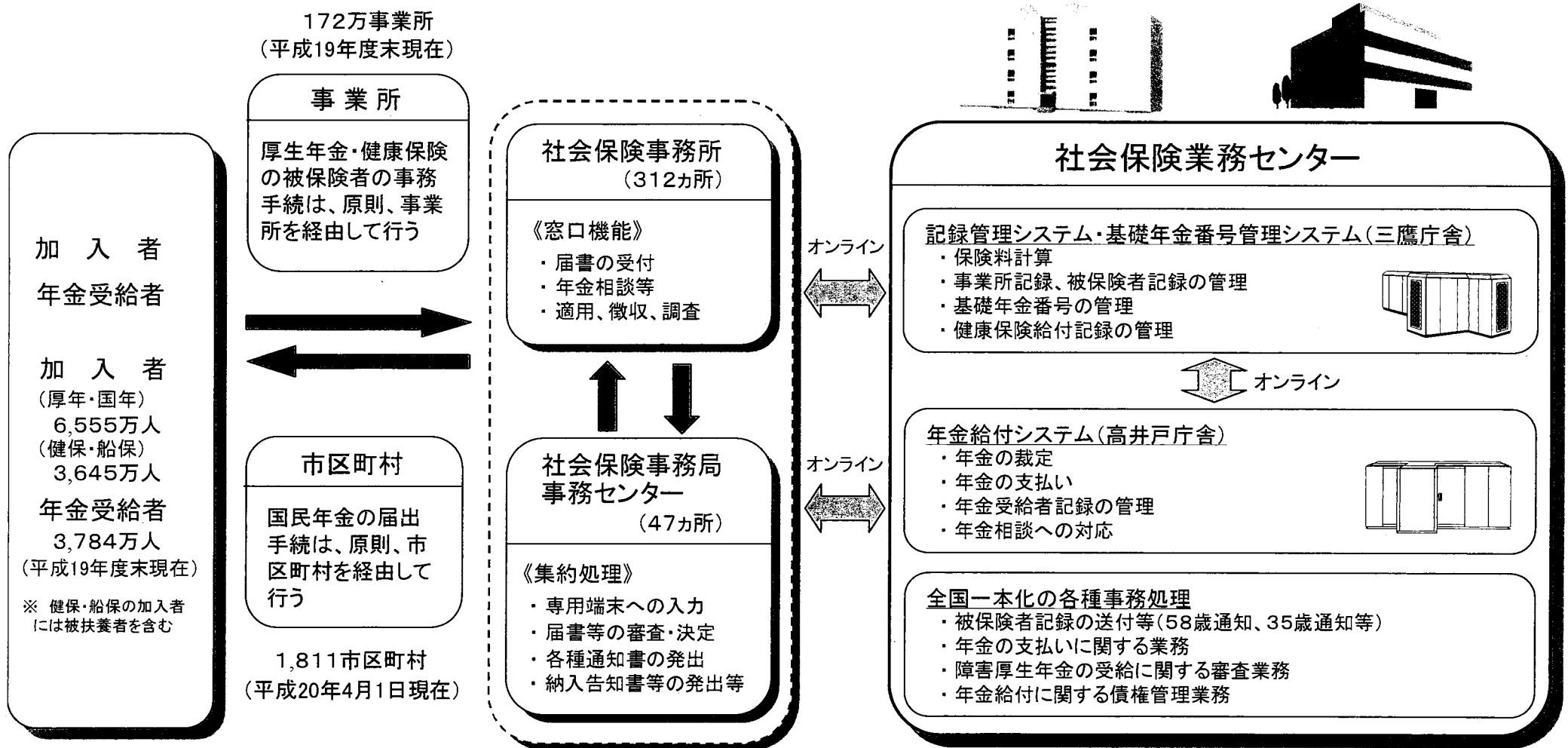


社会保険庁組織図（平成20年10月1日現在）



社会保険業務の実施体制の概要

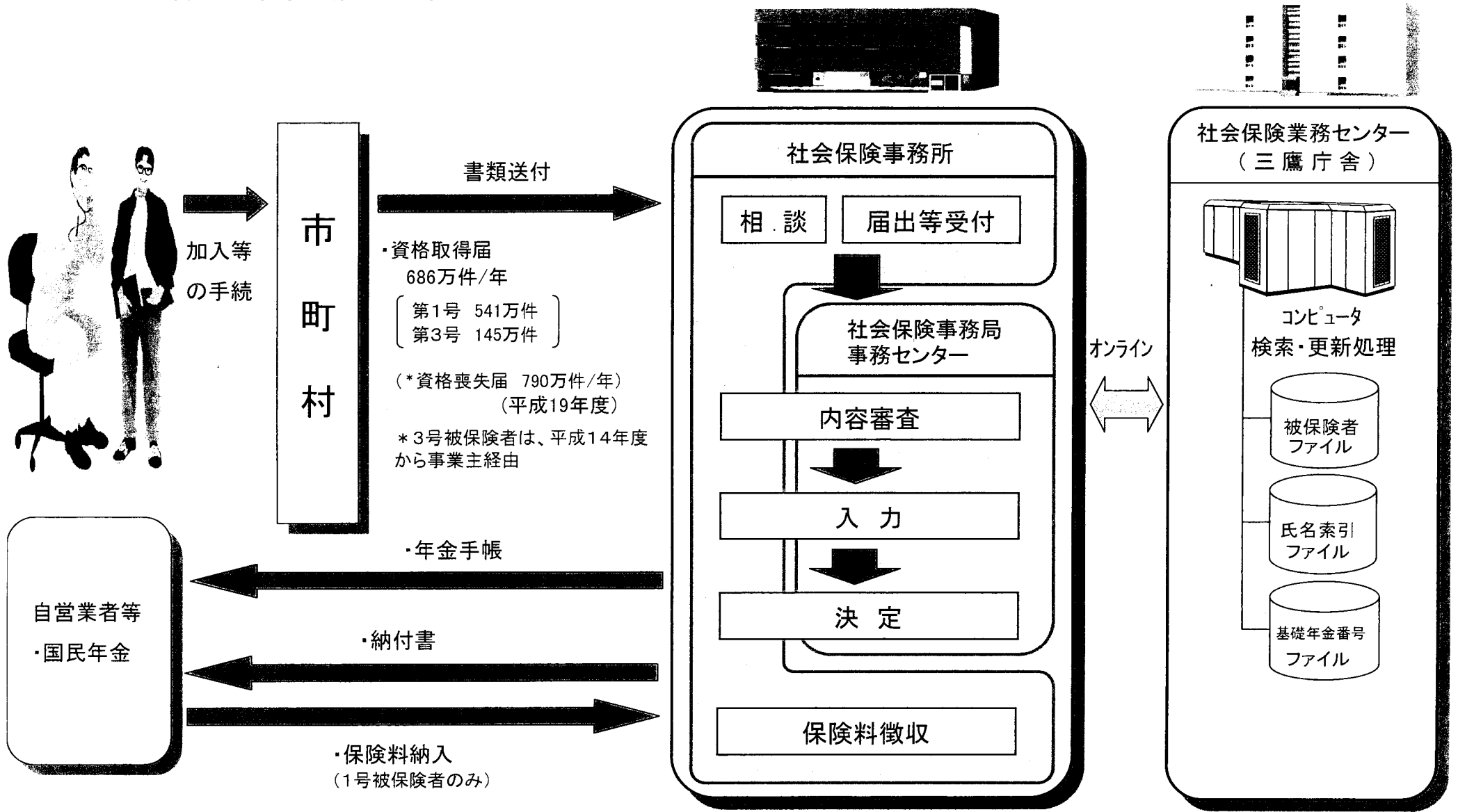
社会保険事務所及び社会保険事務局事務センターと社会保険業務センターは、オンラインシステムで結ばれ、それぞれの機能の特性(一件対応窓口処理・集約処理・大量集中処理)を活かして、事務処理を実施。



(注1) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであり、社会保険事務局によっては、審査業務等を社会保険事務所で行っている。

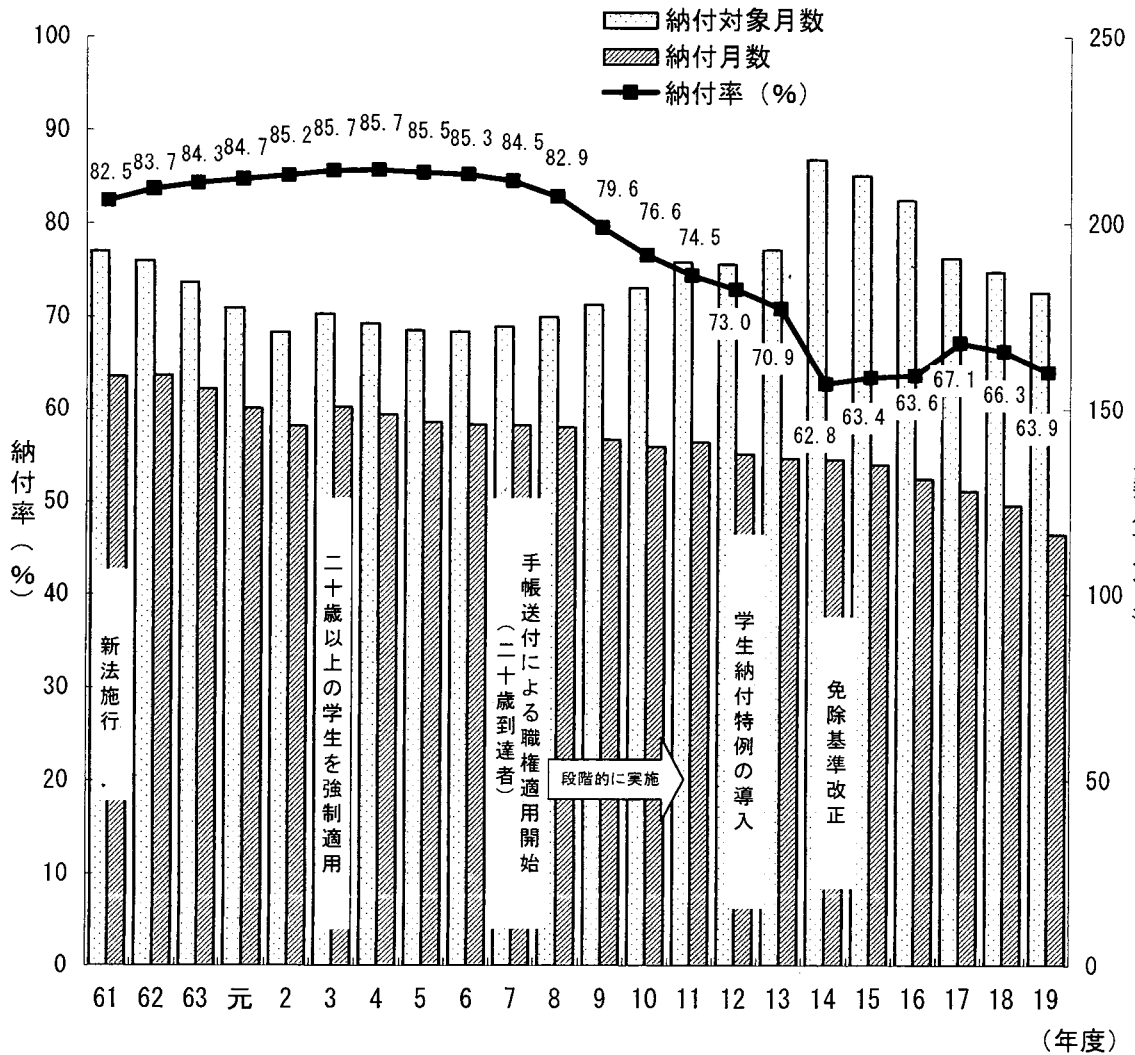
(注2) 社会保険業務の業務・システム最適化計画において、届書の入力、審査、決定等の業務について、都道府県を越えた集約を、順次実施することとしている。

適用・徴収業務(国民年金)の流れ



(注) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所で行っている。

国民年金保険料の納付状況



平成19年度の納付率は、63.9%

(対前年度比△2.3ポイント)

$$\text{納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

平成17年度の最終納付率は、72.4% (平成19年度末時点)

(平成18年度末と比較して+1.8ポイント)

※最終納付率は、17年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率の推移

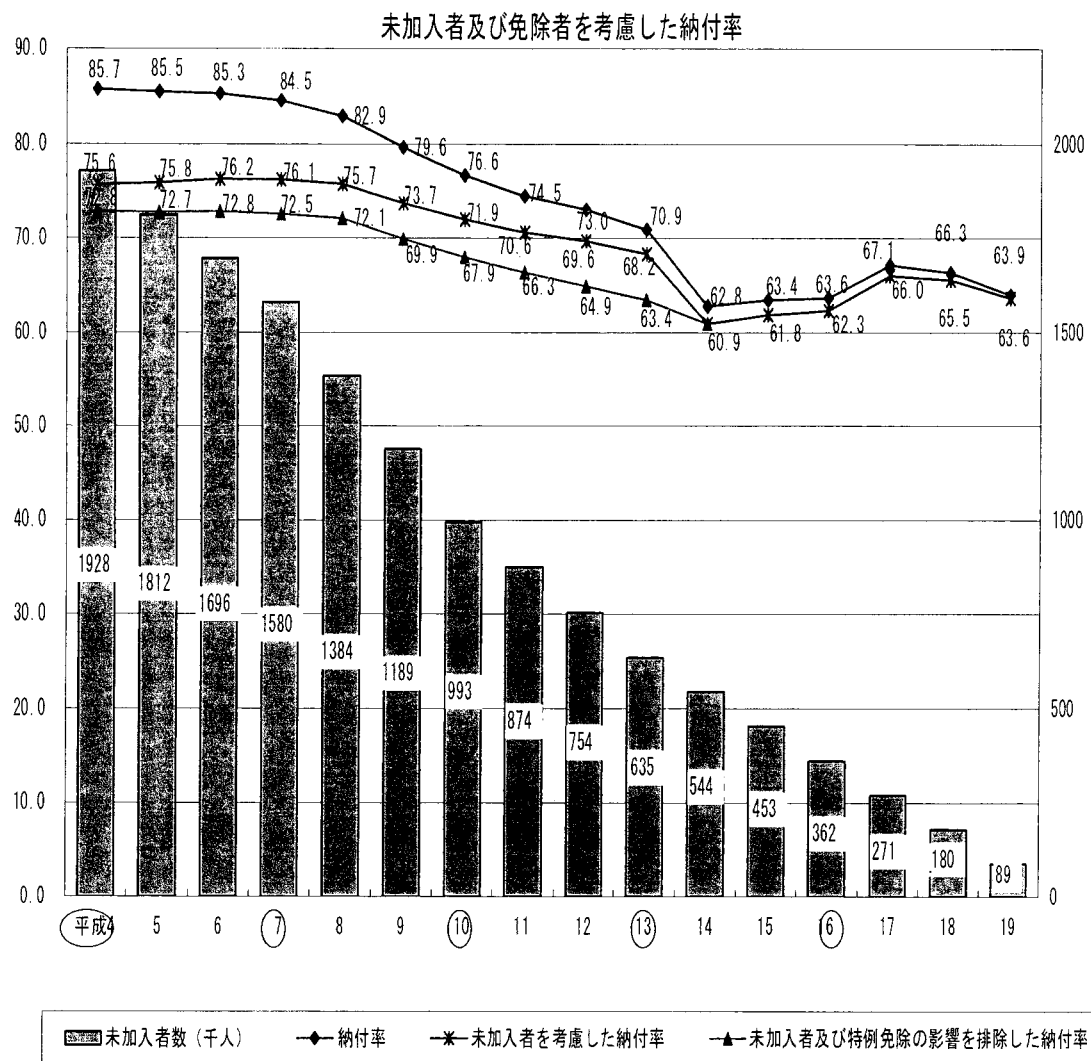
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%		
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%	
17年度分保険料			67.1%	70.7%	72.4%
18年度分保険料				66.3%	69.0%
19年度分保険料					63.9%

※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付 (目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年8月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率（80%）を設定。
16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析



注：平成4、7、10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型推定したもの。

① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続を行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続を行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)

(例)免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

○ ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

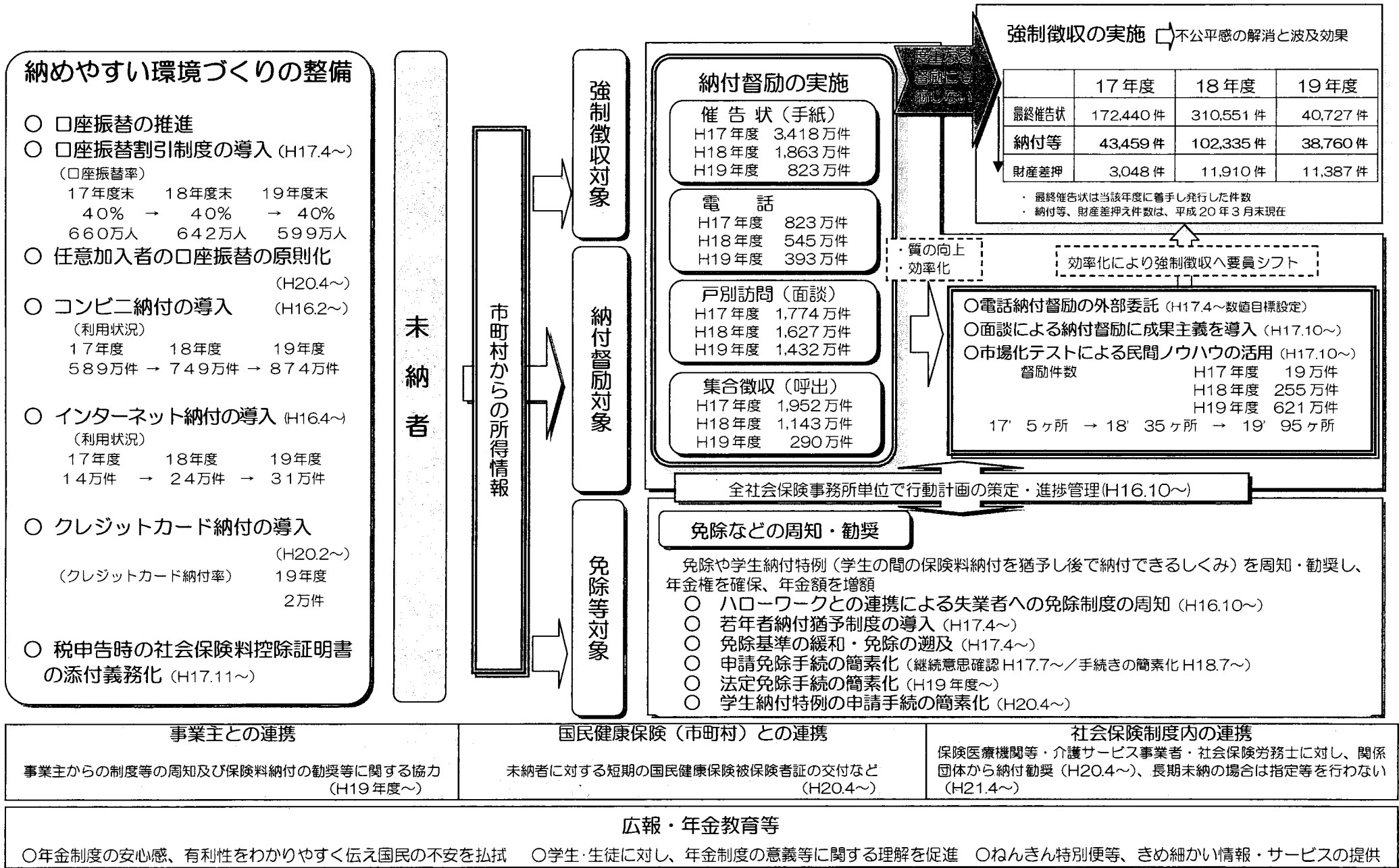
(注)未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

○ 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり

●未加入者の影響を排除 → **73.7%**

●未加入者及び特例免除の影響を排除 → **69.9%**

収納対策のスキーム（概念図）



強制徴収の実施

不公平感の解消と波及効果

	17年度	18年度	19年度
最終催告状	172,440件	310,551件	40,727件
納付等	43,459件	102,335件	38,760件
財産差押	3,048件	11,910件	11,387件

・最終催告状は当該年度に着手し発行した件数
・納付等、財産差押件数は、平成20年3月末現在

事業主との連携

事業主からの制度等の周知及び保険料納付の勸奨等に関する協力 (H19年度~)

国民健康保険(市町村)との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H20.4~)

社会保険制度内の連携

保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勸奨 (H20.4~)、長期末納の場合は指定等を行わない (H21.4~)

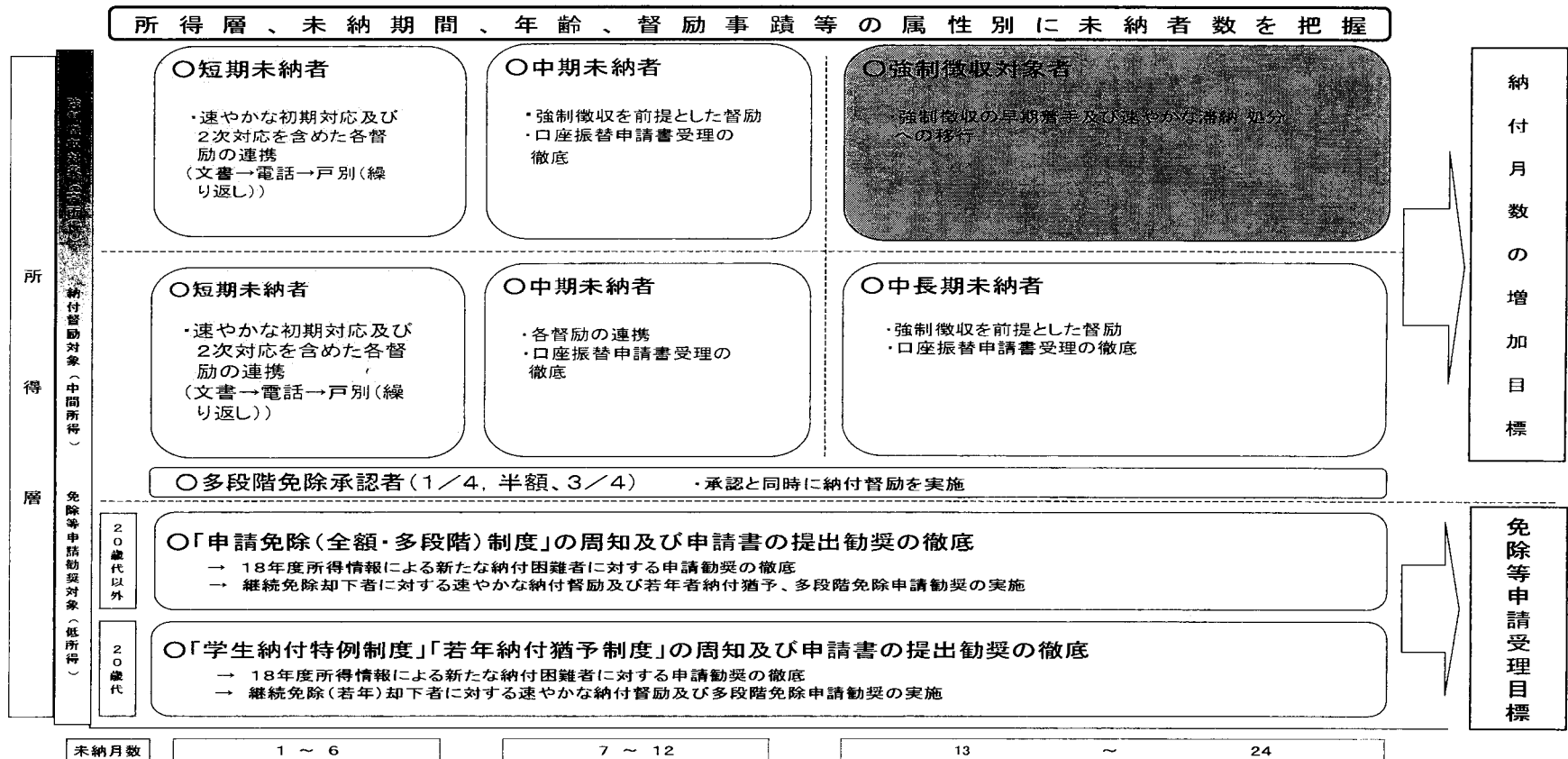
広報・年金教育等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭 ○学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進 ○ねんきん特別便等、きめ細かい情報・サービスの提供

平成19年度行動計画における取組

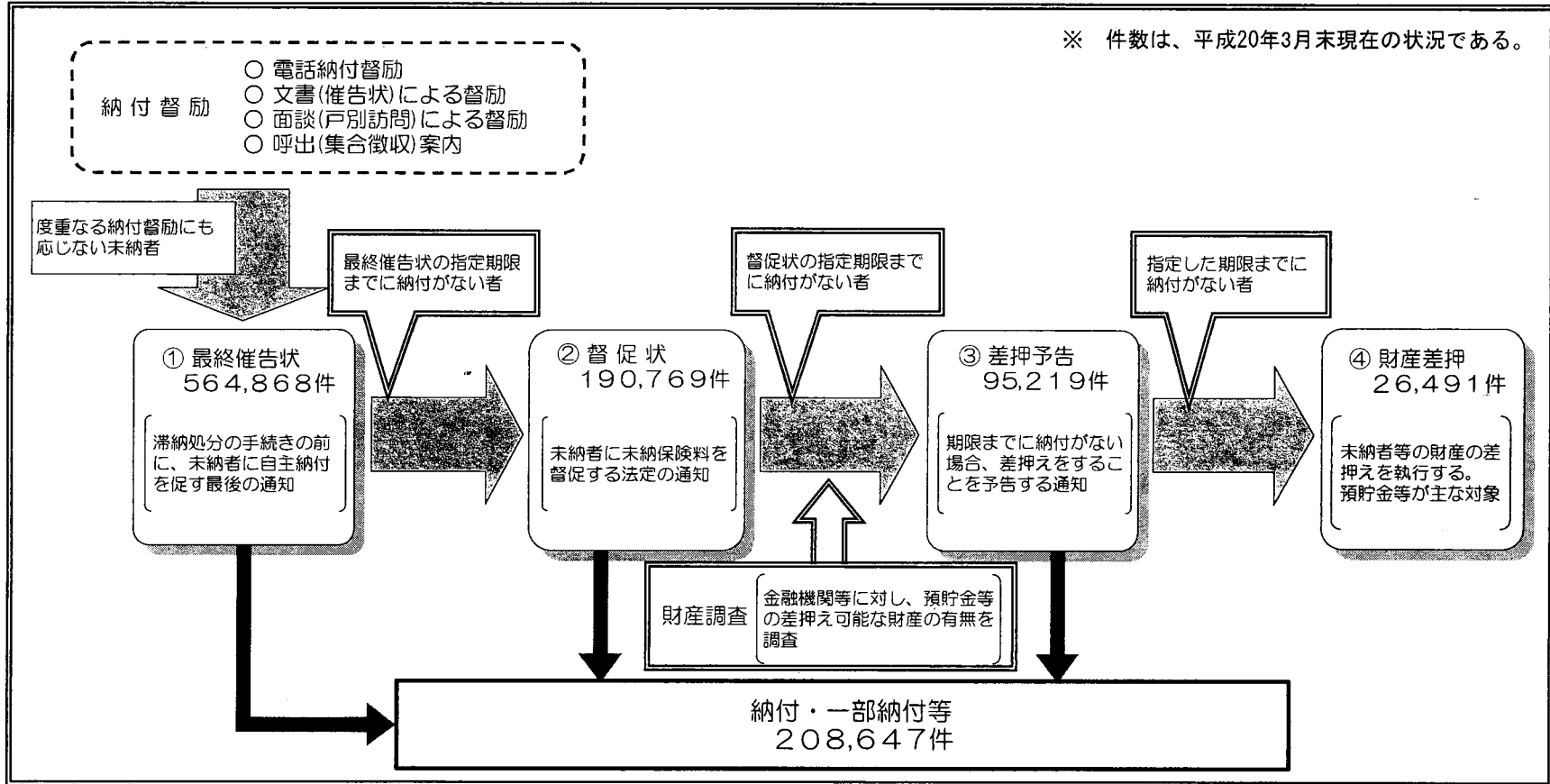
- 所得情報を基に、未納者を強制徴収対象、納付督促対象、免除等申請勧奨対象に区分し、さらに未納月数毎に細分化し、各区分の未納者属性に応じた督促・勧奨方法、スケジュール及び担当者を明確にして督促等を実施。
- また、納付月数の増加目標と免除等申請受理目標をそれぞれ設定し、分子と分母の両面への取組を具体化した。(概念図参照)

納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）



強制徴収の充実・強化

- 十分な所得がありながら、度重なる納付督促に応じない未納者に対しては、強制徴収の着手を推進している。
- 平成18年度までは、最終催告状の発行を目標としてきたが、平成19年度は、最終催告状から財産差押えまでに至るプロセスを確実にかつ速やかに実施することにより、強制徴収1件当たりの収納月数の増加を目指した取組を推進している。

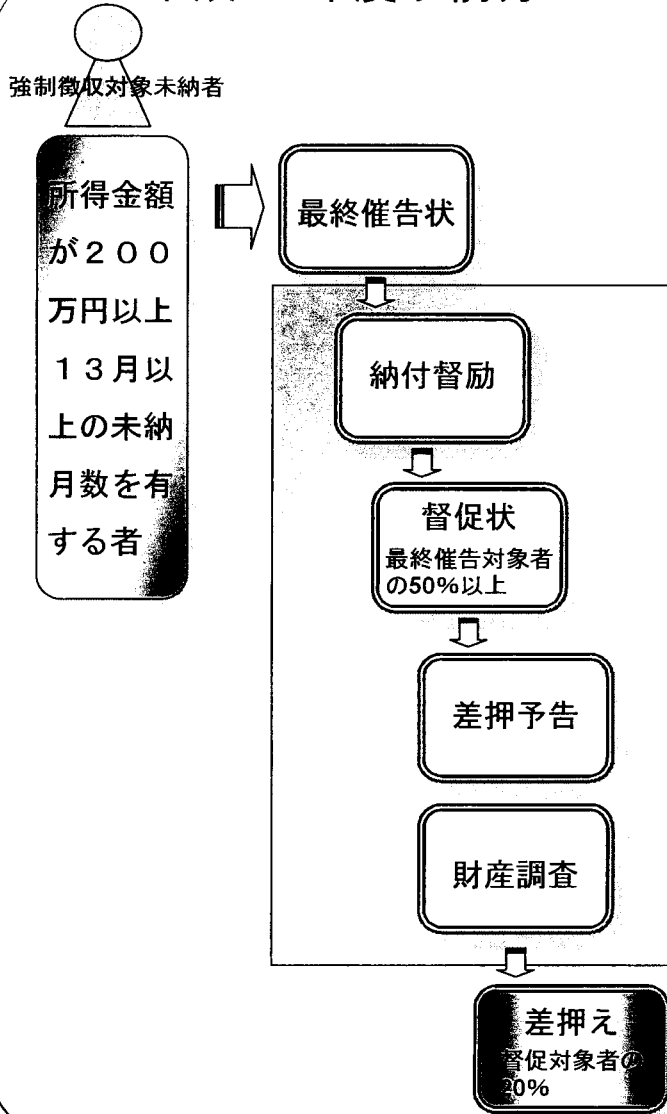


(実施状況：平成20年3月末現在)

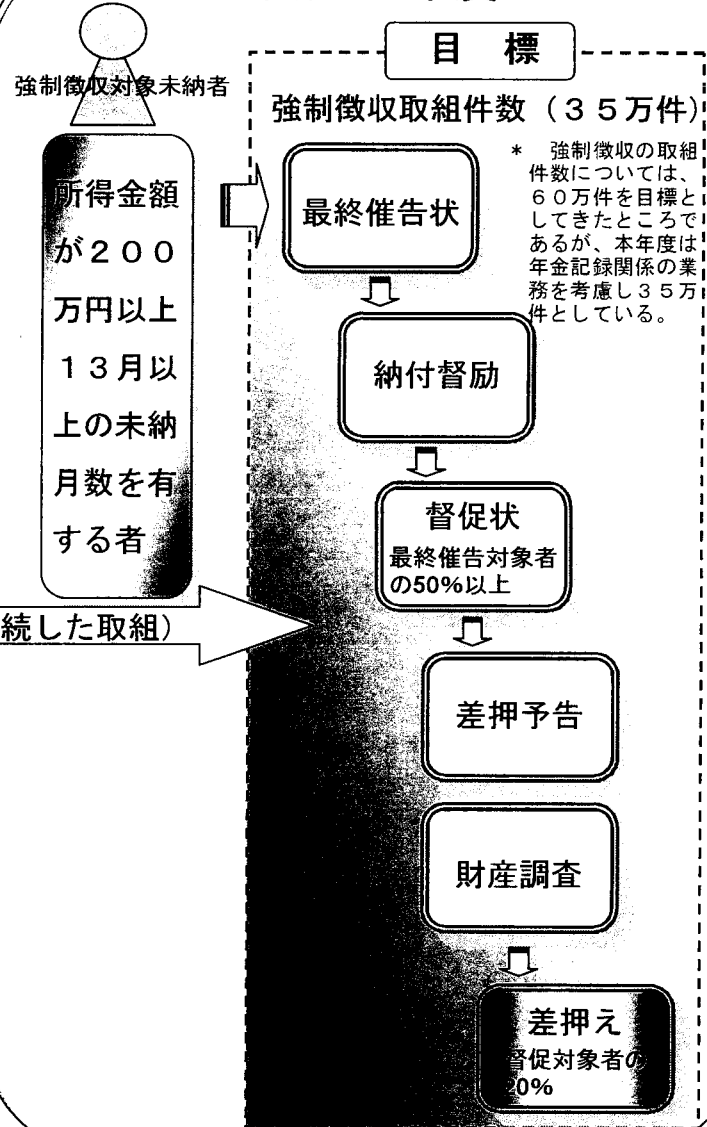
	平成15年度着手分	平成16年度着手分	平成17年度着手分	平成18年度着手分	平成19年度着手分
最終催告件数 (強制徴収対象者数)	9,653 件	31,497 件	172,440 件	310,551 件	40,727 件
督促件数	418 件	4,724 件	57,470 件	119,177 件	8,980 件
差押件数	50 件	744 件	10,997 件	13,970 件	730 件

強制徴収の取組み（イメージ図）

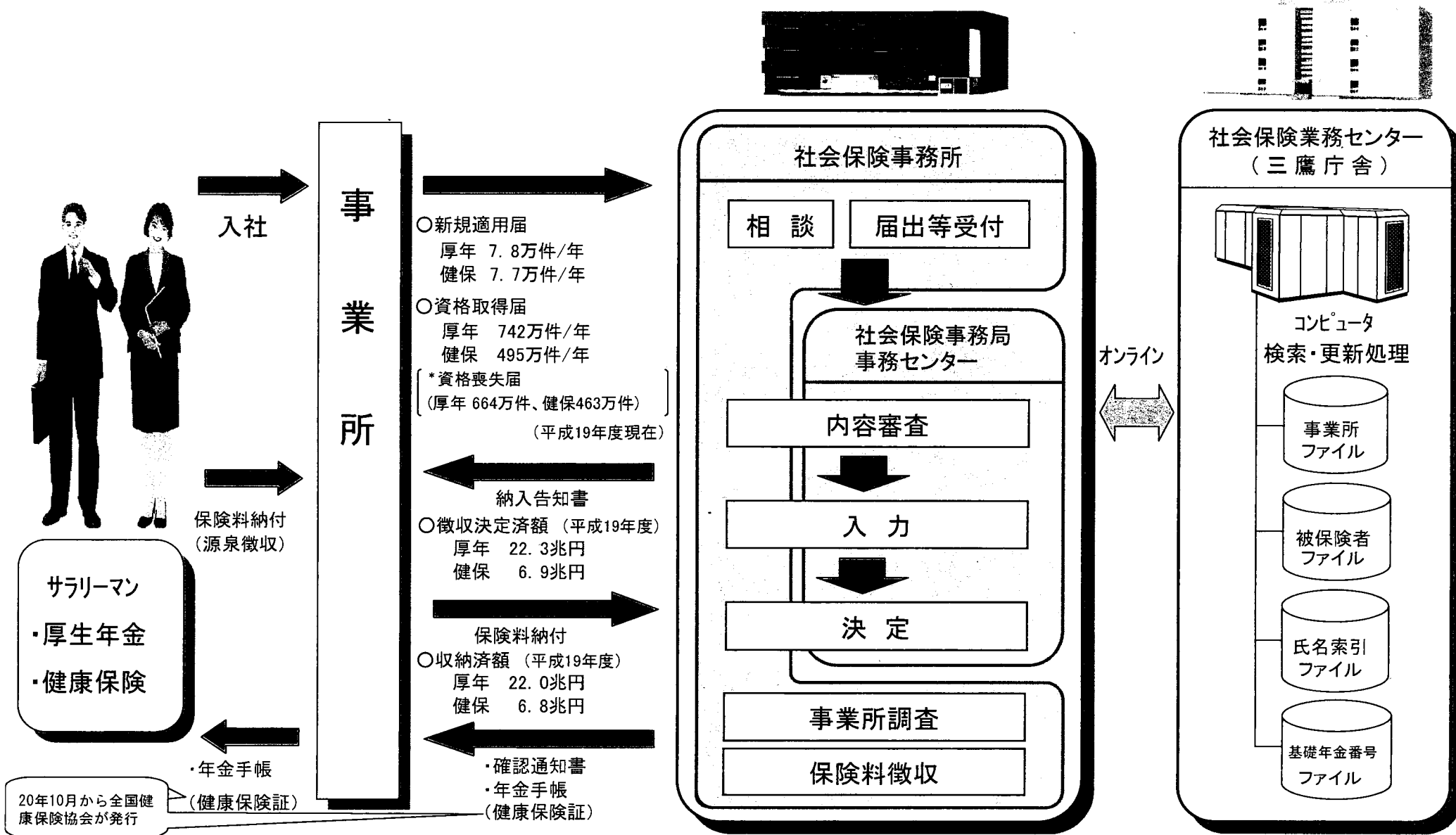
平成19年度以前分



平成20年度



適用・徴収業務(厚生年金保険・健康保険)の流れ



(注) 届書等の処理については、順次、各都道府県の社会保険事務局事務センターへの集約処理化を進めているところであるが、社会保険事務局によっては、現時点では、審査業務等を社会保険事務所でやっている。

厚生年金保険・政府管掌健康保険の適用促進

① 未適用事業所の適用促進

- 雇用保険の適用事業所情報、新規設立法人情報や関係機関からの情報等により未適用事業所を把握し、加入指導を実施。
- 平成16年度以降、重点的な加入指導又は職権適用の対象を順次拡大。
- 平成19年度より、各社会保険事務所・事務局ごとの行動計画を策定し、目標達成のための取組みを推進。

